| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 不動産 | 現に自ら使用しているもの | | | (4) 円 | (15) 円 |
| | 現に自ら使用していないもの | | | (5) 円 | (16) 円 |
| ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 | 事業の用に供することを目的として有するもの | | | (6) 円 | (17) 円 |
| | 事業の用に供することを目的としないで有するもの | | | (7) 円 | (18) 円 |
| 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 | 事業の用に供することを目的として有するもの | | | (8) 円 | (19) 円 |
| | 事業の用に供することを目的としないで有するもの | | | (9) 円 | (20) 円 |
| 現金、預貯金等 | 現金及び預貯金その他これらに類する資産 | | | (10) 円 | (21) 円 |
| | 経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第１条第12項第２号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 | | | (11) 円 | (22) 円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 特定資産の帳簿価額の合計額 | (23)＝(2)＋(3)＋(5)＋(7)＋(9)＋(10)＋(11) 円 | 特定資産の運用収入の合計額 | (25)＝(13)＋(14)＋(16)＋(18)＋(20)＋(21)＋(22) 円 |
| 資産の帳簿価額の総額 | (24) 円 | 総収入金額 | (26) 円 |
| 相続認定申請基準事業年度終了の日以前の５年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額 | | 剰余金の配当等 | (27) 円 |
| | | 損金不算入となる給与 | (28) 円 |
| 特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合 | (29)＝ ((23)＋(27)＋(28)) ／ ((24)＋(27)＋(28)) % | 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合 | (30)＝(25)／(26) % |

| | | |
|---|---|---|
| 会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式（*３）の発行の有無 | | 有□　無□ |
| （*３）を発行している場合にはその保有者 | 氏名（会社名） | 住所（会社所在地） |
| | | |
| 総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。） | | 円 |

2　被相続人及び経営承継相続人について

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総株主等議決権数 | 相続の開始の直前 | | | (a) 個 |
| | 相続の開始の時 | | | (b) 個 |
| 被相続人 | 氏名 | | | |
| | 最後の住所 | | | |
| | 相続の開始の日の年齢 | | | |
| | 代表者であった時期 | | | 年　月　日から　年　月　日 |
| | 代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継相続人となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期（*） | | | 年　月　日から　年　月　日 |
| | （*）の時期における総株主等議決権数 | | | (c) 個 |
| | （*）の時期における同族関係者との保有議決権数 | | | (d)＋(e) 個<br>((d)＋(e)) ／(c) % |
| | （*）の時期における保有議決権数及びその割合 | | | (d) 個<br>(d)／(c) % |
| | （*）の時期における同族関係者 | 氏名（会社名） | 住所（会社所在地） | 保有議決権数及びその割合 |
| | | | | (e) 個<br>(e)／(c) % |
| | 相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合 | | | (f)＋(g) 個<br>((f)＋(g)) ／(a) % |
| | 相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合 | | | (f) 個<br>(f)／(a) % |
| | 相続の開始の直前における同族関係者 | 氏名（会社名） | 住所（会社所在地） | 保有議決権数及びその割合 |
| | | | | (g) 個<br>(g)／(a) % |